

北名古屋市内の共同住宅建設におけるごみ集積所の設置に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年北名古屋市条例第118号)第6条並びに北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成18年北名古屋市規則第87号)第11条に基づき、共同住宅建設におけるごみ集積所(以下「集積場所」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 設置に関する基準第1に規定する「共同住宅」とは、一棟の中に4戸以上の住宅があり廊下・階段などを共用するものとする。(長屋建も含む。)

(対象となる共同住宅)

第3 本市内において建設される共同住宅

2 建設しようとする住宅が4戸未満であっても、同一敷地とみなされる土地において、以前に建設された住宅と今回建設しようとする住宅の合計が4戸以上となる場合は、合計戸数に応じた集積場所を設置するものとする。

(集積場所の設置届)

第4 第2の共同住宅を建設しようとする者(以下「事業者」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請又は計画通知の前に、共同住宅建設における集積場所の設置について、防災環境部環境課(以下「担当課」という。)に共同住宅ごみ集積所の設置届出書を届出しなければならない。

(協議)

第5 事業者は、集積場所の位置、規模、構造等について担当課と協議しなければならない。

(集積場所の設置)

第6 事業者は、以下の事項に留意してごみ集積場所を設置しなければならない。

(1) 集積場所の位置

- ア 近隣住民から苦情が発生しない位置とすること。
- イ 収集作業上、法令等に抵触することのない場所とすること。
- ウ 交通障害とならない場所とすること。
- エ 収集作業に支障なく、かつ安全な場所であること。
- オ 収集車両の横付けが可能な道路に面した場所であること。
- カ 原則として、後退運転を行わないで収集作業が可能であること。
- キ 敷地内に進入し収集作業を行わなければならない場合は、歩行者等の危険防止のための施設を設けること。

(2) 集積場所の規模

ア 集積場所面積基準（別表）に基づき、ごみの発生量を予測し集積場所の規模を定めること。ただし、ワンルームマンションについては、基準の3分の2程度とすることができる。

イ 収集間隔、入居者の増加等を考慮し、余裕をもった面積を確保すること。

(3) 集積場所の構造

ア 集積場所は、コンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造ること。

イ 勾配に配慮した、洗浄が容易で汚水が排出溝等に流入する構造とすること。

ウ 水洗い用の給排水設備を設けること。なお、設置場所の内側に散水栓を設ける場合は埋込式とすること。

エ 集積場所の見易い場所に、ごみの出し方及び収集日等を明示すること。

(集積場所の管理)

第7 共同住宅の所有者又は管理者は、集積場所の管理責任者を選任しなければならない。

2 共同住宅の所有者、管理者及び管理責任者は、常に集積場所を清潔に保持しなければならない。

3 共同住宅の所有者、管理者及び管理責任者は、ごみに関する苦情等が発生したときは担当課と協議のうえ、自らこれを解決しなければならない。

(管理責任者の職務)

第8 管理責任者は、以下の職務を担当する。

ア 収集作業に支障が生じないように集積場所を管理する。

イ 収集作業の支障となる違法駐車・物品等の放置の防止策を講ずる。

ウ 排出者に対し、ごみの出し方の指導を行う。

(集積場所の設置に係る経費)

第9 集積場所の設置、その他集積場所の付属設備の設置に要する費用は、共同住宅の所有者、管理者又は利用者の負担とする。

附 則

この基準は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

集積場所面積基準

戸 数	面 積	1戸あたりの面積
4戸～ 6戸	1.5 m ² 以上	0.25 ～ 0.38 m ²
7 ～ 9	3 m ² 以上	0.33 ～ 0.43
10 ～ 15	4 m ² 以上	0.28 ～ 0.4
16 ～ 19	5 m ² 以上	0.26 ～ 0.31
20 ～ 29	6 m ² 以上	0.21 ～ 0.3
30 ～ 39	8 m ² 以上	0.21 ～ 0.27
40戸以上	担当課と協議	